

健康保険  
厚生年金保険

資格等取得(喪失)連絡票

□下記の者は、健康保険・厚生年金保険の被保険者の資格を  取得  喪失 したことを連絡します。

□下記の者は、健康保険の被扶養者として  認定  認定を抹消 されたことを連絡します。

(該当□欄にチェックを付けてください。)

令和 年 月 日

所在地 \_\_\_\_\_

事業所 名称 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_ (印)

電話 - - 担当者

被 保 険 者	氏名	生年月日	昭・平・令 年 月 日	性別	男・女
	住所				
	健康保険・厚生年金保険資格取得又は喪失年月日	取得 平・令 年 月 日 喪失 平・令 年 月 日 (退職 平・令 年 月 日)	健康保険の被保険者証記号・番号 (保険者番号)	( )	
被 扶 養 者	氏名	生年月日	続柄	被扶養者として認定又は認定を抹消された年月日	退職以外のときの喪失理由
		・	・	認定・抹消	・
		・	・	認定・抹消	・
		・	・	認定・抹消	・
		・	・	認定・抹消	・
		・	・	認定・抹消	・

(元号、性別、認定・抹消は該当に○を付けてください。)

(記入上の注意)

- 健康保険の被保険者の取得・喪失及び被扶養者の異動(認定・認定抹消)の都度、すべての欄を記入してください。  
(1) 被保険者の取得・喪失の際に、被扶養者がある場合は被扶養者欄も必ず記入してください。  
(2) 被扶養者の異動のみでも被保険者欄及び被扶養者欄のすべてを記入してください。  
(3) 被扶養者欄について、被保険者の退職以外の喪失(認定の抹消)のときは、その理由を記入してください。  
(例：収入が被扶養者認定基準を上回ったため)
- 被保険者欄の喪失年月日は退職年月日の翌日となります。

※ この連絡票は速やかに作成のうえ本人に渡し、国民健康保険の取得・喪失の手続きが必要な場合は、住所地の市役所に取得又は喪失年月日から14日以内に届出するよう指導願います。

## 国民年金・国民健康保険の届出一覧

区分	異動事由	国民年金 (20～60歳未満)	国民健康保険	届出先と必要な書類	
従業員	就職したとき	喪失 1号→2号	喪失 国保・社保→社保 ※家族の扶養だった場合は 家族の勤務先に届出	【届出先：市区町村役所】 ・勤務先の健康保険被保険者証 または資格等取得（喪失）連絡票 ・国民健康保険証	
		喪失 3号→2号	届出不要 社保→社保	【届出先：配偶者の勤務先】 ・本人及び配偶者の年金手帳 ・印鑑	
	退職したとき	配偶者の扶養になるとき 取得 2号→3号	届出不要 社保→社保	【届出先：配偶者の勤務先】 ・本人及び配偶者の年金手帳 ・印鑑	
		配偶者の扶養以外になるとき 取得 2号→1号	任意継続以外のと 取得 社保→国保	【届出先：市区町村役所】 ・資格等取得（喪失）連絡票 ・免許証等（本人確認できるもの）	
任意継続になるとき 届出不要 社保→社保	【届出先：市区町村役所】 ・本人の年金手帳 ・印鑑				
従業員の家族	配偶者	従業員の扶養にな ったとき	種別変更 1号→3号	喪失 国保・社保→社保 ※家族の扶養だった場合は 家族の勤務先に届出	【届出先：市区町村役所】 ・扶養の健康保険被保険者証 または資格等取得（喪失）連絡票 ・国民健康保険証
			取得 2号→3号	届出不要 社保→社保	【届出先：配偶者の勤務先】 ・本人及び配偶者の年金手帳 ・印鑑
	従業員の扶養をや めたとき	取得 3号→1号	取得 社保→国保	【届出先：市区町村役所】 ・資格等取得（喪失）連絡票 ・免許証等（本人確認できるもの）	
		取得 3号→2号	届出不要 社保→社保	【届出先：配偶者の勤務先】 ・本人及び配偶者の年金手帳 ・印鑑	
	配偶者以外	従業員の扶養にな ったとき	届出不要 1号→1号	喪失 国保・社保→社保 ※家族の扶養だった場合は 家族の勤務先に届出	【届出先：市区町村役所】 ・扶養の健康保険被保険者証 または資格等取得（喪失）連絡票 ・国民健康保険証
			取得 2・3号→1号	届出不要 社保→社保	【届出先：市区町村役所】 ・本人の年金手帳 ・印鑑
		従業員の扶養をや めたとき	届出不要 1号→1号	取得 社保→国保	【届出先：市区町村役所】 ・資格等取得（喪失）連絡票 ・免許証等（本人確認できるもの）
			喪失 1号→2号	届出不要 社保→社保	【届出先：家族等の勤務先】 ・本人及び配偶者の年金手帳 ・印鑑

(注1) 国民年金の種類 … 第1号被保険者（1号）… 農業者・自営業など（2号、3号以外の方）  
 第2号被保険者（2号）… 厚生年金  
 第3号被保険者（3号）… 厚生年金の被扶養配偶者

(注2) 住所地の市役所には取得又は喪失年月日から14日以内に届出するよう本人にご指導願います。

(注3) 取得日以降は国民健康保険証を使わないよう本人にご指導願います。

(注4) 任意継続の場合は国民健康保険の届出は不要ですが、国民年金取得の届出が必要です。